

孺恋村農業委員会総会議事録(第11回)

- (1) 開催日時 令和6年5月10日(金)開会:午後3時38分 閉会:午後4時5分
開催場所:孺恋村役場 二階会議室
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員15名 欠席委員1名)
農業委員
1.干川 伸夫 2.黒岩 節男 4.小嶋 恒夫 5.黒岩 順 6.黒岩 康利
7. 黒岩 富二 8.丸山 哲男 9.宮崎 かおる 10.千嶋 澄孝 11.宮崎 弘美 12.黒岩 正市
13.黒岩 純一 14.佐藤 梅仁 15. 下谷 忠 16. 黒岩 トシエ 17. 市場 俊喜
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 3.黒岩 宗久
- (4) 出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 横沢貴博 主事 熊川紗佑里 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案
第1号議案 農地移動適正化あっせんの成立について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第5号議案 その他

(6)会議の概要

事務局長 孺恋村農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告をもって開会とさせていただきます。また、同規則第5条の規定により議長は会長とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。先ほどは農振協議会、お世話になりました。また、作業もかなり忙しくなっていて、大変な時期になりましたけれども、今回初めて、15時ということでやってみましたが、私としては、これでいいのではないかと考えております。また何か皆さまの方でありましたら、よろしくお願いいたします。10月まで15時の開催とさせていただきます。それでは、本日の出席委員は16名です。孺恋村農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達していますので農業委員会定例会は成立しました。よってただいまから開会します。ただちに会議を開きます。本日の会議日程は、孺恋村農業委員会定例会議案書(第11号)のとおりとします。3の議事録署名人の指名ですが、孺恋村農業委員会会議規則第24条第2項の規定により、本定例会の議事録署名委員に4番 小嶋恒夫 委員、5番 黒岩 順 委員を指名します。それでは、協議事項に入ります。【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】を議題といたします。本案について事務局より説明をお願いします。

事務局 【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】2件の案件朗読後説明
番号1 大字干俣字下新井(売買単価680円/m²)
番号2 大字干俣字下新井(売買単価710円/m²)

議 長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。第1号議案、番号1及び番号2についてはいずれも干俣地区の案件ですので、干俣地区のあっせん委員より説明をお願いします。

1番委員 4月17日に、農業委員会事務局と、地元委員、買受人、申出人の方であっせん委員会を行いました。場所は、干俣体育館から南東に300m程進んだ場所になります。買受人は農家であり、価格も適正であるため、問題はないかと思えます。

議 長 ありがとうございます。第1号議案の1番号について、質問等ありましたらお願いします。質問等ないようですので、お諮りいたします。第1号議案、番号1については問題なしということによろしいでしょうか。異議無しの委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員ですので、【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】番号1は原案のとおり決定しました。続きまして、番号2について質問等ありましたらお願いします。質問等無いようですので、お諮りいたします。第1号議案、番号2については問題なしということによろしいでしょうか。異議無しの委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員ですので、【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】番号2は原案のとおり決定いたしました。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

1番号 あっせんの成立による売買契約

2番号 あっせんの成立による売買契約

3番号 贈与

議 長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。第2号議案、番号1についてはあっせんの成立による案件ですので、許可するものとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員ですので、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】番号1につきまして許可することとして決定いたします。続く、番号2についてもあっせんの成立による案件ですので許可するものとして決定してよろしいでしょうか。異議無しの委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員ですので、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】番号2につきまして許可することとして決定いたします。続きまして、第2号議案、番号3について、干俣地区の案件ですので、干俣地区の委員さんより説明をお願いします。

1番委員 4月5日に事務局と、地元委員で現地確認を行いました。場所は、写真を見ていただければと思いますが、先ほどの案件の場所の近くになります。認定農業者である息子に農地を贈与ということなので、問題は無いかと思われまます。

議 長 ありがとうございます。第2号議案、番号3について何か質問等ございましたら、お願いいたします。質問等無いようですのでお諮りします。第2号議案、番号3については原案のとおり許可するものとして決定してよろしいでしょうか。異議無しの委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員ですので、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】番号3については許可するものと決定いたしました。続きまして、【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」】案件朗読後2件説明。

1番号 農家用住宅用地

2番号 一般住宅用地

議 長 はい、ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。第3号議案、番号1については、田代地区の案件ですので、田代地区の委員より、調査結果について説明をお願いします。

11番委員 こちらについてですが、令和6年5月1日、事務局、農業委員、推進委員で現地を確認しました。場所は田代コミュニティセンターの近くです。転用目的は、農家用住宅用地ということで、譲受人は現在両親と同居しておりますが、結婚して家族が増え、手狭になってしまったため、新住宅の建築を検討していた申請地にしたということです。2種農地であり、規模も妥当であるため、転用はやむを得ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。第3号議案、番号1について、質問等ありましたらお願いいたします。質問等無いようですので、お諮りします。【第3号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】1番号は原案のとおり許可相当と意見を付して知事へ進達するものとして決定してよろしい

でしょうか。異議無しの委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員ですので【第3号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】1番号につきましては許可相当と意見を付して知事に進達することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、番号2について、干俣地区の案件ですので、干俣地区の委員さんに、調査結果を説明していただきます。お願いします。

1番委員 場所は、干俣 JA スタンドからスキー場方面に300m程進んだパノラマライン沿いです。申請理由にも記載されているとおり、現在譲受人は長野原町に住んでいますが、両親の実家の近くに住み支えになりたいということや、夫の勤務地に近いということで、今回の申請地を選定したとのことです。他にも土地を選定したとのことですが、条件に合う土地が見つからなかったということなので、1種農地ではありますが、今回の転用はやむを得ないと判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。第3号議案、番号2について、質問等ありましたらお願いします。質問等ないようでしたら、お諮りします。【第3号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】2番号にいては原案どおり許可相当と意見を付して知事へ進達するものとして決定してよろしいでしょうか。異議無しの委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員ですので、【第3号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】2番号につきましては許可相当と意見を付し、知事に進達することに決定いたしました。続きまして、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】朗読後説明

議 長 ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。第4号議案について質問等ありましたらお願いします。質問等無いようですので、お諮りいたします。【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は問題なしとして村長に回答してよろしいでしょうか。異議無しの委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員ですので、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答することで決定いたしました。続きまして、【第

5号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第5号議案「その他」】報告。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 1件

報告2 農地転用許可後の工事進捗状況報告について 1件

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。第5号議案は報告事項となりますが、質問等ございますか。質問等が無いようですので、以上で本日の議案は全て終了しました。協議事項を終了いたします。つづいて、5のその他に移ります。なにかあればお願いします。

事務局 地域計画策定に向けて非農家の把握について協力をお願い

議長 地域計画の作成についてはなかなか内容がよく分からなくて事務局にやってもらっているわけですが、来年の3月までには作成ということで、なんとかかたちだけのものができればと思っています。他に何かありますか。無いようですので、次回定例会は、6月10日(月)午後3時より、大前活性化センターで開催となります。以上で、本日の定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後4時5分閉会